

川崎市週休2日制確保モデル工事試行実施要領（建築工事編）

（目的）

第1条 この要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨に基づく建設業における担い手の確保を図るための取組として、工事現場における週休2日制を確保するモデル工事（以下「モデル工事」という。）を試行するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において、使用する用語の定義は、それぞれ各項に定めるところによる。

- 1 週休2日制 実施期間において、4週間のうち8日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- 2 実施期間 現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事の開始など工事現場で作業を開始した日（以下、「現場着手日」という。）から工事完成届の提出日までのうち、次に掲げる期間を除いた期間をいう。
 - (1) ゴールデンウィーク 4月29日から5月5日まで
 - (2) 夏季休暇 8月14日から8月16日まで
 - (3) 年末年始 12月29日から1月3日まで
 - (4) 工場製作のみを実施している期間
 - (5) 工事全体を一時中止している期間
 - (6) その他監督員が対象外と認める期間
- 3 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場や事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨・除雪等に予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めることとする。
- 4 現場閉所率 実施期間内における現場閉所日数の割合のことをいう。なお、4週8休の実績とは、現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上を監督員により確認されたことをいう。

（モデル工事の実施）

第3条 発注者が指定するモデル工事については、受注者は現場着手日の前日までに休日取得計画・実績書（様式1）を監督員に提出するものとし、実施期間内は工事現場における週休2日制を確保しなければならない。

- 2 受注者は、監督員と協議を行い、やむを得ない事由などにより実施困難な状況であると認められる場合には、週休2日制確保モデル工事实施変更届（様式2）を監督員に提出し、実施を取りやめることができる。ただし、週休2日制確保モデル工事实施変更届（様式2）は工事完成期限の1か月前までに提出することとする。

（モデル工事の取組み内容）

第4条 受注者は、契約した請負金額及び工期の中でモデル工事を実施するものとし、週休2日制を事由として工期を変更することはできない。

- 2 受注者は、当月の休日取得計画の変更については、休日取得計画・実績書（様式1）を前月末日までに、前月の休日取得実績については休日取得計画・実績書（様式1）に追記して、当月7日までに、監督員に提出するものとする。

- 3 受注者は、やむを得ない理由により作業を行う必要が生じた場合など、監督員が相当と認めるときは、休日取得予定日でも作業を行うことができるが、現場閉所日数には含まない。
- 4 受注者は、工事現場における公衆の見やすい場所に、モデル工事である旨を明示するものとして次に掲げる事項を記載したA3サイズ以上の大きさの看板を設置するものとする。
 - (1) 表題 週休2日制確保モデル工事
 - (2) 概要 建設業の労働環境を改善するため、週休2日制の確保に取り組むモデル工事であること。
 - (3) 発注者及び受注者の名称

(週休2日の実施確認)

第5条 受注者は、第4条第2項に規定する様式1の提出及び作業日報の提示により監督員の確認を受ける。

(工事成績評定への反映)

第6条 監督員は、モデル工事を実施した場合は、工事完了後、前条の履行確認を行うことにより工事成績評定へ反映させる。

- 2 監督員は、前条において第2条4項の実績を確認した場合は、1点を加点する。
- 3 監督員は、前条において第2条4項の実績に達成しなかった場合、又は第3条第2項によりモデル工事を実施しなかった場合であっても減点を行ってはならない。
ただし、疑義が生じた場合にはその限りではない。

(請負金額への反映)

第7条 モデル工事は、当初の予定価格において、労務費の補正を行うものとする。

- 2 現場閉所率が、第2条4項の実績に達成しなかった場合、又は第3条第2項によりモデル工事を実施しなかった場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行し、その日以後に入札公告又は指名通知される工事から適用する。

付 則

この要領は、令和2年4月1日から施行し、その日以後に入札公告又は指名通知される工事から適用する。